

景観資産を活かした まちづくりへの展開



登録されると…

- 登録した景観資産は、ホームページへの掲載、パンフレットの作成、パネル展などにより、地域の意識向上や景観づくり活動に繋がるよう、また、観光振興や地域活性化に繋がるよう、積極的なPRを行います。



- 景観づくりの活動や課題の情報共有を通じて、景観づくり活動が発展していくよう、情報交換会などを開催します。
- 地域の景観づくり活動に対して、景観アドバイザーの派遣により支援を行います。



活動をサポートする制度

- 景観の保全活動や景観を活かしたまちづくり活動を進めるためには、身近な自治体である市町村と地域団体との連携が必要です。
- 京都府では、さまざまな制度により地域主体となった景観づくりの活動をサポートします。

地域力再生プロジェクト支援事業交付金

京都府では、地域に暮らす方々が協働して自主的に、暮らしやすい魅力的な地域にするべく工夫して活動する「地域力再生活動」に対して支援を行っており、本事業を活用した景観を活かしたまちづくりへの展開も可能です。

※事業募集については、京都府地域力再生プロジェクトのホームページによりご確認ください。

対象事業

地域力の再生に資する、環境保全活動、地域美化活動、地域産業おこし、地域商業の活性化、農村・都市交流活動等が対象です。

交付率等 <平成20年度計画>

交付(補助)率: 対象事業費の原則3分の1以内
交付限度額: ソフト事業……200万円以内
交付限度額: ハード事業……200万円以内

※京都市域以外の地域団体活動は、財団法人京都府市町村振興協会から、別途3分の1以内に相当する額が交付されます。



景観府民協定制度 – 地域主体の景観ルールづくり –

制度の目的は?

- 地域住民が主体となった自主的な取組を支援し、地域特性に応じた景観づくり活動を促進します。



建物様式、看板や
のれんのデザインを
揃えて賑わいある街並み
を形成しよう。

数軒が一体となつた
植栽や花作りなどの
取組を協定にしよう。

制度の概要は?

- 土地所有者、借地権者の全員の合意が必要です。
(ただし、借地権の設定がある土地は土地所有者の合意は不要)
- 協定には、協定区域や協定有効期間とともに、景観形成のルール（建物の屋根形状、外壁の色彩、規模、用途、緑化、屋外広告物の表示基準など）のうち必要な事項について定めます。
- 協定締結に向けた地域の勉強会などに対して、景観アドバイザーの派遣を行います。
- 府民協定の認定申請があった場合、知事は市町村の意見を聞いた後に認定を行います。

府の支援は?

- 協定締結に関する地域の取組について、景観アドバイザーの派遣をはじめとした技術的助言などにより支援を行います。

景観アドバイザーリスト – 景観まちづくりに関する専門知識や経験を活かします –

制度の目的は?

- 府民、事業者及び行政関係の取組において、各主体の要請に応じて京都府が景観に関するアドバイザーを派遣することにより、それぞれの地域特性に応じた景観の取組が円滑に進むよう支援するものです。

景観アドバイザーってどんな人?

- 都市計画、地域計画、建築、ランドスケープ、造園、色彩・デザイン、緑化などの分野における研究者、有資格者やまちづくり活動の経験者で、あらかじめ京都府に登録された方々です。

※登録者や派遣実績などはホームページに掲載しています。

こんな取組みに活用を!

- 景観資産登録制度や景観府民協定の制度活用に関する取組
- 府民や事業者のみなさんが実施する景観形成に向けた取組
(講演会、勉強会、ワークショップなど)

専門家の助言を得ながらまち歩きをして良い所、悪い所を探してみよう!



まちの景観形成を考えるワークショップの司会をお願いしたい。



文化的景観に関する制度 – 人々の生活や生業、地域の風土により形成された原風景を後世に –

文化的景観って何?

- 風土に根ざして営まれてきた人の生活や生業のあり方を表す景観地—このような景観地を文化的景観といいます。



文化的景観を守り育てながら魅力ある地域づくりに繋げます。

- 景観法に基づく景観計画区域内では国の選定を、景観資産登録地区や景観府民協定地区内では府の選定を受けることにより、保存修景に要する経費補助（補助対象は市町村）や技術的指導・助言等を得ることが可能となります。
- 文化的景観の保存・活用の取組を通じ、地域間交流、地域ブランド化、文化観光等の促進により魅力ある地域づくりに繋げていきます。